

平成 30 年 8 月 31 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行独立行政法人住宅金融支援機構との「サービス付き高齢者向け住宅に
対する融資における協調融資に関する協定書」の締結について

株式会社じもとホールディングス傘下の株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）と株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 栗野 学）は、独立行政法人住宅金融支援機構（本店 東京都文京区 理事長 加藤 利男）と、「サービス付き高齢者向け住宅に対する融資における協調融資に関する協定書」を締結しました。

本協定では、サービス付き高齢者向け住宅建設等の様々な資金ニーズに対応するため、じもとホールディングス傘下の仙台銀行及びきらやか銀行の 2 行と、住宅金融支援機構の三者による協調融資も可能とする協定内容としています。なお、本融資における金融機関 2 行と住宅金融支援機構の三者間による協定締結は全国で初となります。

仙台銀行及びきらやか銀行では、今後も取引先の経営課題解決に向けた「本業支援」に取り組み、地域経済の発展に貢献してまいります。

記

1. 協定締結日 平成 30 年 8 月 31 日（金）

2. 協定の内容

（1）概 要： 仙台銀行と住宅金融支援機構の二者、または、きらやか銀行を含めた三者がお客さまの同意のもと協調融資を行います。

（2）対象施設： サービス付き高齢者向け住宅のうち施設共用型（※）が対象となります。

（※）施設共用型とは、共用部分に共同して利用するための台所、収納設備または浴室を備え各住宅に水洗トイレ及び洗面設備を備えた占有面積 18 m²以上ある住宅をいいます。

（3）そ の 他： ご融資の審査につきましては、それぞれの機関がそれぞれ独自の審査基準に基づき審査を行います。なお、審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。

以 上

《お問合せ先》
仙台銀行 地元企業応援部 本業支援室 担当：濱・鈴木
TEL 022-225-8310